ては、同号中「法第二十六条第一項の規定による公告」とあるのは「法第二十七条第一項の規定による通知」と、「同項の規定による公告」とあるのは「同項の規定による通知」とする。

2　法第二十七条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十七条第一項の規定による通知を受けた対象消費者等が法第二十六条第一項の規定による公告の内容を確認するために必要な事項（当該公告がインターネットの利用による場合には、公告を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）。第三条の六第一項において同じ。）

二　法第二十六条第一項各号に掲げる事項のうち、法第二十七条第二項の規定により記載しないものとする事項の項目及びこれらの項目が法第二十六条第一項の規定による公告の対象である旨

（相手方通知を求める期限等）

第三条の四　法第二十八条第一項の相手方通知のため通常必要な期間を考慮して内閣府令で定める日は、届出期間の末日から起算して百日前の日とする。

2　法第二十八条第一項の届出期間の末日の二月以上前の日であって内閣府令で定める日は、届出期間の末日から起算して七十日前の日とする。

（相手方通知の方法）

第三条の五　法第二十八条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、第三条の二に規定するものとする。

（相手方が通知すべき事項等）

第三条の六　法第二十八条第一項第九号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　同項の規定による相手方通知を受けた対象消費者等が法第二十六条第一項の規定による公告の内容を確認するために必要な事項

二　法第二十六条第一項第一号、第三号、第六号、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項の項目並びにこれらの事項が同項の規定による公告の対象である旨

2　法第二十八条第二項（法第二十九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、前項第一号に掲げる事項とする。

3　法第二十八条第三項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　相手方通知の方法

二　相手方通知の内容

三　相手方通知をした対象消費者等の数

四　前号の対象消費者等のうち相手方において氏名が分からない者がある場合には、その数

（相手方による回答の方法）

第三条の七　法第三十条の内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子メールを送信する方法

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第五条第二号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

三　前各号に掲げる方法に類する方法

（相手方が回答すべき事項）

第三条の八　法第三十条第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　相手方通知の方法の見込み

二　法第三十一条第一項に規定する文書を開示する時期の見込み並びに当該文書に氏名及び住所又は同項に規定する連絡先が記載されている対象消費者等の数の見込み（当該文書を所持しない場合又は同項ただし書に該当する見込みがある場合にあっては、その旨）

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］